

·····選挙広報第39号······ 平成23年3月1日 登別市選挙管理委員会

登別市明るい選挙推進協議会

第 17 回 統 一 地 方 選 挙 に つ い て

平成23年4月に第17回統一地方選挙として、北海道知事選挙・ 北海道議会議員選挙及び登別市議会議員選挙が行われます。 投票日は次のとおりです。

選挙の種類	告 示 日	投票 日
北海道知事	3月24日(木)	4月10日(日)
北海道議会議員	4月 1日(金)	47100(0)
登別市議会議員	4月17日(日)	4月24日(日)

◎私たちの『大事な一票』を忘れずに投票しましょう◎

投票権は、自らの意見を国や地方公共団体等へ反映させるための代表者を選択する権利です。自らの意見を反映させるためには、選挙による候補者を選択することによって初めて反映できると考えられます。

また、地方選挙も自らの意見を地方公共団体等へ反映させるための代表者を 選択することができる機会であり、この機会を逃すと再度4年間待たなければ 選択する機会が無くなってしまいますので、忘れずに投票しましょう。

期日前投票制度

◎投票対象者

選挙期日(投票日)に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務など一定の事由に該当 すると見込まれる方が投票することができます。

◎投票場所

投票所	登別市中央期日前投票所	登別市鷲別期日前投票所	
場所	登別市中央町6丁目11番地 登別市役所第2庁舎1階	登別市鷲別町3丁目3番地4 鷲別公民館	
投票期間	選挙期日の公示日または告示日の 翌日から選挙期日の前日まで	選挙期日の3日前から 選挙期日の前日まで	
投票時間	午前8時30分から午後8時まで	午前8時30分から午後7時まで	

◎期日前投票の宣誓書

投票所入場券の裏面に期日前投票の宣誓書(期日前投票の際に記入する用紙)が印刷されていますので、事前に記入しお持ちください。なお、<u>投票日当日に投票される方</u>は、記入せずそのままお持ちください。

不 在 者 投 票 制 度

◎長期入院(療養)の方

病院・老人ホーム等の施設が不在者投票施設に指定されている場合は、市区町村の選挙管理委員会に対し、施設の長が本人に代わって代理で投票用紙等を請求することができます。

なお、不在者投票施設に指定されていない場合は、個人で投票用紙と投票用封筒を直接または郵送で請求することができます。

◎長期旅行(旅先での投票)・長期出張等の方

選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会に対して、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入し、直接または郵送により請求することができます。

請求を受けた選挙管理委員会は、投票用紙と投票用封筒を郵送しますので、滞在先の市区 町村の選挙管理委員会に持参し、不在者投票を行ってください。

郵 便 投 票 制 度

身体に重度の障がいがあったり、介護を必要とされる方で、選挙期日(投票日)に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵送で投票できる制度です。

◎郵便投票の出来る方

1. 自書が可能な方

介護保険の被保険者証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の表の障がいの程度に当てはまる方。

障がい・要が	障がいの程度		
介護保険の被保険者証		要介護 5	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸	1級・3級	
	免疫・肝臓	1級から3級	
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症	

2. 自書が出来ない方

上記の障がいに当てはまることに加えて、<u>身体障害者手帳</u>に「<u>上肢または視覚の障がいの程度が1級</u>」または<u>戦傷病者手帳</u>に「<u>上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症</u>」と記載されている方は、事前に届出を行った代理人(選挙権を有している方に限る。)が本人の意思に基づき記載し投票をすることができます。

郵便投票証明書の申請

郵便投票制度を利用する場合は、あらかじめ郵便等投票証明書の発行を受けている必要があります。申請書に必要事項を記入し、障がいの程度を証明するものと併せて、選挙管理委員会に提出してください。

寄附の禁止(三ない運動)

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と私たち有権者とのつながりはとても大切です。

しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたって も明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

こうした金銭や品物などを「<u>贈らない、求めない、受け取らない</u>」ということで、『<u>三ない運動</u>』を進めており、明るい選挙推進運動の重要な柱となっております。

◎政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、ぜひ注意してください

◎禁止されている寄附(例)

- ●病気の見舞い
- ●祭りへの寄附や差し入れ
- ●地域の運動会やスポーツ大会への 飲食物の差入れ
- ●秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- ●秘書等が代理で出席する場合の香典
- ●葬式の花輪、供花
- ●落成式、開店祝の花輪
- ●町内会の集会や旅行等の催物への 寸志や飲食物の差入れ
- ●入学祝、卒業祝
- ●お中元、お歳暮、お年賀

投票 区 一覧

平成23年2月1日現在 投票所は次のとおりです。事前に所在地を確認してください。

投票区	投 票 区 域	投票所施設名	投票区	投 票 区 域	投票所施設名	
1	中央町全域	幌別小学校 (中央町6-19-1) 鉄南ふれあいセンター	19	片倉町1~6丁目 全域 川上町全域 鉱山町全域	幌別西小学校 (片倉町5-15-4)	
2	幌別町全域 桜木町1~2丁目	(幌別町3-17-1)	20	常盤町全域	百寿の家 (常盤町2-35-1)	
3	緑 町全域 若山町1丁目1·2番地	緑寿の家 (緑町1-2-4)	0.1	鷲別町4·5丁目 鷲別町6丁目20番地以後	鷲別小学校	
4	新川町全域	ねむの木の家 (新川町3-6-2)	21	栄 町1丁目 栄 町2丁目1番地1	(鷲別町4-36-21)	
5	富士町全域	富士会館 (富士町7-2-1)		~10番地 若草町1·3·5丁目		
6	千歳町全域 新栄町30番地 来馬町374番地	労働福祉センター (千歳町3-1-3)	22	美園町2丁目 上鷲別町106番地499 上鷲別町106番地500	若草小学校	
7	富浦町1・2・3丁目	富浦会館 (富浦町1-46-4)		上鷲別町106番地716 上鷲別町106番地502~689	(若草町1-1-2)	
8	登別東町1·2丁目 登別本町全域 登別港町全域	登別公民館 (登別東町2-21-1)		上鷲別町106番地731 ~116番地286 登別東町3・4・5丁目		
9	中登別町11番地以前 中登別町21~25番地 中登別町42~58番地	白樺の家 (中登別町152)	23	中登別町12~20番地 中登別町26~41番地 中登別町59~73番地	婦人センター (登別東町3-6-7)	
	中登別町74番地以後 (215~220番地を除く)	(中亞河町132)		柏木町全域	こぶしの家 (柏木町4-24-11)	
10	中登別町215~220番地 上登別町全域 登別温泉町全域	登別温泉ふれあいセンター (登別温泉町58-1)	25	若草町2·4·6丁目 美園町5丁目9番地1以後	若草つどいセンター (若草町4-21-1)	
11	カルルス町全域	カルルス婦人研修の家 (カルルス町27-1)	26	美園町6丁目 美園町6丁目 上鷲別町117番地	美園児童センター (美園町5-36-3)	
12	札内町全域 富浦町(丁目を除く)全域	札内高原館 (札内町73)		上鷲別町123番地1 ~215番地2	(夫園町 5-36-3)	
14	来馬町374番地以外の区域 富岸町全域 新生町4丁目	富岸青少年会館	27	新生町1・3・5・6丁目 上鷲別町106番地44~284 上鷲別町106番地703~705	千代の台集会所 (新生町3-13-1)	
14	若山町3丁目(7・8番地を除く) 上鷲別町98~105番地	(富岸町2-23-15)	28	幸町全域富浦町4・5丁目	すずらんの家 (幸町5-27-4)	
15	栄 町2丁目11番地以後 栄 町3・4丁目	富浜児童館 (栄町2-18-4)		新栄町31番地以後 大和町全域		
16	鷲別町1~3丁目 鷲別町6丁目1番地1~19番地	鷲別公民館 (鷲別町3-3-4)	29	若山町1(1・2番地を除く)・2丁目 若山町3丁目7・8番地	若山の家 (若山町2-43-128)	
17	美園町1·3·4丁目 美園町5丁目1~8番地	美園婦人研修の家 (美園町4-8-9)	0.0	青葉町21番地以後 桜木町3~6丁目		
18	新生町2丁目 若山町4丁目	新生集会所 (新生町2-18-4)	30	青葉町1~20番地	(桜木町4-1-1)	

不明な点は、登別市選挙管理委員会へお問い合わせください。

問い合わせ先

T059-8701

登別市中央町6丁目11番地 第2庁舎1階 登別市選挙管理委員会事務局

電話 85-9143

m a i I <u>senkan@city.noboribetsu.lg.jp</u>